

ACUITY **LAW**

**CORPORATE
LAW NEWSLETTER**

January 2021

acuitylaw.co.in

Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。

主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、ご連絡下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

CORPORATE LAW NEWSLETTER - JANUARY 2021

今回のニュースレターでは、インドの会社法、労働法、証券法における主要なアップデートについて、取り扱っています。その内容は、主に以下の通りです。

- 1.1 2008年有限責任事業組合法（LLP法）の改正に関する会社法委員会の報告書
- 1.2 2014年会社法（CSR）規則の改正
- 2.1 エンジェルファンドが維持すべき最低資本金に関するインド証券委員会（SEBI）の見解
- 2.2 オルタナティブ投資ファンド（AIF）規則に基づく投資委員会の義務の緩和
- 2.3 スタートアップ企業のイノベーターズ・グロース・プラットフォームへの登録に関する SEBI のディスカッションペーパー
- 3.1 製造業・サービス業のための就業規則の雛形

1. 会社法（CORPORATE LAW）

1.1. 2008年有限責任事業組合法（LLP法）の改正に関する会社法委員会の報告書

会社法委員会は、2008年有限責任事業組合法（LLP法）に関する報告書の中で、インドにおけるビジネスのしやすさを促進し、零細・中小企業にインセンティブを与えることを目的に、LLP法の改正を提案しています。

1.1.1. 小規模有限責任事業組合（small limited liability partnerships）の分類

会社法委員会は、特定の要件を満たす有限責任事業組合（LLP）について、小規模有限責任事業組合（small LLP）に分類することを提言しています。対象となる零細・中小企業に対して、コンプライアンスや法定費用の削減といったインセンティブを与えることが趣旨です。small LLPに分類される基準としては、出資金 250 万ルピー以下、売上高 400 万ルピー以下という条件が提案されています。

1.1.2. 新たな裁定メカニズムの導入

会社法委員会は、LLP 法の下、効果的な事件処理のための裁判所の負担を軽減するため、違約金の裁定を行う管轄特定裁定官を任命するという裁定メカニズムを提言しています。指定社員等の変更や、登録事務所変更の際の必要記入事項の不遵守が対象となります。裁定担当者は、不遵守や不履行の是正措置の命令に加え、ペナルティを課す権限を有します。これらに対する不服申し立ては、60 日以内行うことができるとしています。

1.1.3. LLP による債券発行

会社法委員会は、LLP の債券発行による資金調達を可能にするための改正を行うべきであると提言しており、債券償還準備金の創設や、会計年度内の制限等の追加条件が提案されています。

1.1.4. 違反の非犯罪化

会社法委員会は、会社法の非犯罪化に合わせる形で、LLP 法においても、特定の違反に関する減刑や非犯罪化を提言しています。これは、通常の商取引の過程における、手続き上または技術上の軽微な違反等について非犯罪化し、インドでの商取引をしやすくすることが趣旨です。社員の變更登録、財務諸表等報告書の提出不履行等の違反に適用される罰則の軽減が含まれます。

-Please click [here](#) to read the full report of the Company Law Committee-

1.2. 2014 年会社法（CSR）規則の改正

インド企業省は、2021 年 1 月 22 日付けの通達により、2014 年会社法（CSR）規則を改正しています。当該改正は、企業の社会的責任（CSR）活動に関する説明責任事項を採り入れることを目的に行われたものです。

1.2.1. CSR 活動に該当しないもの

以下の活動は、CSR 活動として認められません。

- (a) 通常の業務遂行に伴って行う活動、法律上の義務を果たすために行う活動、従業員のために行う活動、自社製品やサービスのマーケティングのために行う活動
- (b) インド国外で行う活動（インドを代表するインド人スポーツ関係者のトレーニングを除く）
- (c) 会社法第 182 条に基づく政党への献金活動

1.2.2. CSR の実施と登録

企業は、非営利法人、公的信託、登録組合等を通じて、CSR活動を行うことができるようになりました。これらは、e-form CSR-1の提出による中央政府への登録が求められます。また、企業は、CSRプログラムの設計、評価、モニタリングにおける国際的組織の関与や、他企業との連携によるCSRプロジェクトおよびプログラムの実施により、CSR活動を行うことができます。加えて、非営利法人、公的信託、登録組合等が保有する資産等の取得等の支出にCSR活動費を使用することができます。

1.2.3. CSR 委員会の設置

売上高100億ルピー以上、または純資産50億ルピー以上の企業は、取締役3名からなるCSR委員会を設置しなければなりません。CSR委員会は、毎年CSR方針に沿った行動計画を策定し、取締役会への報告を行います。

1.2.4. CSR 支出額

企業の管理関係間接費は、CSR 活動の総支出額の 5%を超えてはなりません。余剰分については、同一のプロジェクトに投資するか、未使用の CSR 勘定に振り替えなければならない、事業利益の一部とはみなされません。なお、企業は一定の条件の下、3 会計年度以内で純利益の 2%支出要件と余剰分との相殺を行うことができます。

1.2.5. プロジェクトのインパクト調査

直前 3 会計年度の平均の CSR が 1 億ルピーの企業は、1,000 万ルピー以上のプロジェクトに関して、独立した機関を通じたインパクト調査の実施が必要となります。

1.2.6. 報告と開示

企業は、各々のホームページにおいて、CSR 委員会の構成、CSR の方針、取り組んでいる CSR プロジェクトの一覧を公開することが求められます。

-Please click [here](#) to read the amendment-

2. 証券法 (SECURITIES LAW)

2.1. エンジェルファンドが維持すべき最低資本金に関するインド証券委員会 (SEBI) の見解

インド証券取引委員会 (オルタナティブ投資ファンド) 規則において、カテゴリーI のエンジェルファンドとして登録されているオルタナティブ投資ファンド (AIF) は、5,000 万ルピーの最低資本要件が求められています。これについて、インド証券取引委員会 (SEBI) は、以下のような見解を公表しました。

- 2.1.1. エンジェルファンドの最低資本要件は、スキーム毎ではなく、ファンド単位で維持されている必要がある。
- 2.1.2. スポンサーおよび投資マネージャーは、2.5%もしくは 500 万ルピーを下回らない額の継続的な利息をエンジェルファンドにて維持することになります。

-Please click [here](#) to read the SEBI Informal Guidance-

2.2. オルタナティブ投資ファンド (AIF) 規則に基づく投資委員会の義務の緩和

- 2.2.1 2020 年の AIF 規則の改正により、AIF の投資運用会社の投資委員会のメンバーは、AIF の投資判断の全てについて、また、コンプライアンスの遵守について、投資運用会社と同等の責任を負うことになっています。
- 2.2.2 SEBI は、2020 年の改正に対する業界の反応を考慮し、2021 年 1 月 8 日付けの AIF 規則の改正により、投資委員会メンバーの義務を免除することを決定しました。これは、マネージャーとスポンサーを除く、最低 7 億ルピー以上の投資を確約している AIF に与えられます。投資家が決定した場合、2020 年 10 月の改正による義務は免除されます。

-Please click [here](#) to read the SEBI (AIF) Amendment Regulations, 2021-

2.3. スタートアップ企業のイノベーターズ・グロース・プラットフォーム (IGP) への登録に関する SEBI のディスカッションペーパー

- 2.3.1. SEBI は、スタートアップ企業のイノベーターズ・グロース・プラットフォーム (IGP) への登録に関するディスカッション・ペーパーを公表しました。IGP は、テクノロジーや知的財産の利用

に重きを置くスタートアップ企業が、証券取引所への上場とは異なる形式で、新規株式公開を義務付けられることなく、証券取引を行うことを可能にしています。IGP は、通常の証券取引所への上場時であれば必要となる、最低株式保有基準を満たすための株式希薄化を行うことなく、スタートアップ企業が投資家にアクセスする機会を提供します。

2.3.2. これまでの所、IGP への登録はまだ発生しておらず、これを促進するため、SEBI は登録基準の更なる緩和を提案しています。ディスカッションペーパーでは、これまで明確にされていなかった緩和措置についての法的立場も明らかにしています。以下、主な内容となります。

- (a) 適格機関投資家、家族信託、認定投資家、その他規制対象となる投資家は、登録前の 1 年間に限って、資本金の 25%を保有していれば良いとされました。
- (b) 現在、カテゴリ-I の AIF や外資系ベンチャーキャピタルは、投資から 1 年以内に証券を保有している場合に限り、登録後 6 ヶ月間の保有維持の必要はないとされています。これに関連して、カテゴリ-II の AIF についても、同様の緩和が提案されています。
- (c) 現行では、募集に応じて比例配分を行うことが求められていますが、募集開始前に、60%を上限として任意に割り当てること認められます。
- (d) 登録後も引き続き会社に対する支配権を行使できるように、創業者やプロモーターの議決権には差異を設けることができることが明確化されています。
- (e) IGP に登録しているスタートアップ企業の買収・登録廃止基準について、追加的な緩和措置が提案されています。

-Please click [here](#) to read the SEBI discussion paper-

3. 労働法 (LABOUR LAW)

3.1. 製造業・サービス業のための就業規則の雛形

労働雇用省は、労働者の数が300人以上の製造業・サービス業の事業所に適用される「就業規則雛形」の草案を発表しました。これは、2020年の労使関係法に基づき、産業や労働者が遵守すべき行動規範や雇用条件を扱うものです。労使関係法において、雇用者は、法の開始から6ヶ月以内に、中央政府が発表した就業規則モデルに沿った形の就業規則を作成することが求められています。「就業規則雛形」を就業規則として採用した場合、それは認定されたものとみなされます。ただし、修正を加えた場合には、修正内容を提出して認証を受けなければなりません。「就業規則雛形」には、以下のような内容が含まれています。

- 3.1.1. 労働者は、常勤労働者、臨時労働者、見習い、試用者、代替労働者、有期雇用者、の6つのカテゴリーに分類される。
- 3.1.2. 雇用者は、労働時間、休日、支払日数、賃金率、賃金帯について、告知、電子告知、ウェブサイトへの掲載等を通じて、労働者に伝える必要がある。
- 3.1.3. 雇用者は、部署内で複数のシフトを組むことができる。ただし、シフトを中断する場合、21日前までに通知しなければならない。
- 3.1.4. 雇用者は、労働者の銀行口座に入金を行い、電子的手段により支払いを通知する必要がある。
- 3.1.5. 事業所は、労働者の住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、入学証明書または退学証明書、出生証明書、アドハー番号等を含め、労働者の勤務実績を記録し、保管する必要がある。
- 3.1.6. 労働者による不正行為はカテゴリー別（ITシステムへの不正アクセスや常習的な休暇など）に分類され、該当行為をもとに、労働者の懲戒や停職手続きを行うことができる。
- 3.1.7. 労働者の定年又は退職年齢は、使用者と労働者との間で書面にて定めるものとする。明確に定めていない場合は、58歳を定年年齢とする。
- 3.1.8. 事業所は、事業所間、部署間、施設間等の労働者の移動が行えるように、移動についての方針を策定しなければならない。

3.1.9. 雇用主は、労働者を解雇する際、1 ヶ月前までに通知を行うか、通知に代わる賃金を支払わなければならない。

3.1.10. サービス業における雇用者は、書面にて定められた期間、在宅勤務を許可することができる。

-Please click [here](#) and [here](#) to read the drafts model standing orders-

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in